

# 「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2019」

## 個別相談ブース出展要領

### 1 「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2019」開催概要

- (1) 日 時  
令和元（2019）年10月31日（木曜日）9時30分から16時30分まで
- (2) 場 所  
国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟 小ホール  
（東京都渋谷区代々木神園町3-1）
- (3) 入 場 料  
無料（要事前申込）
- (4) 来場対象者  
指定地球温暖化対象事業者、一般管理口座の開設者、排出量取引を希望する法人等
- (5) 開催内容  
次の2つについて、①は小ホールにおいて、②は①に近接した展示コーナーにおいて、同時並行的に実施します。
  - ① ホールにおける講演  
排出量取引入門、取引価格の査定結果、法的注意事項の解説及び排出量取引の会計税務など
  - ② 個別相談ブースでの排出量取引の相談  
温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度（以下「東京都制度」という。）で利用できるクレジット等の売買やその仲介を取り扱う団体が個別相談ブース（以下「個別ブース」という。）を設け、来場者のうち希望する者に対して、取扱サービスの説明や具体的な売買の相談を行います。

### 2 個別ブースの出展について

- (1) 出 展 料  
無料
- (2) 当日の日程  
別紙1のとおり
  - ・ 相談ブースは、9時30分から16時30分まで開設することができます。  
開設を希望する時間を、6(1)ア「個別相談ブース出展申込書」にご記入の上、お申し込みください。開設時間については、申し込み後調整をさせていただく場合があります。
- (3) 個別相談について  
相談ブース内では、来場者と東京都制度における排出量取引についての個別相談（取扱サービスの説明や具体的な売買の相談）を行うことができます。  
個別相談を行う際は相手方に対して、出展資格を満たしていること及びその実績等を示してから、相談を始めてください（出展決定後、事務局より様式を配布いたします。）。

出展者は、ロビー内でチラシ・資料等を自由に配布することができますが、来場者や他の出展者等の迷惑とならないよう十分に留意願います。

#### (4) ブースについて

会場レイアウト等 別紙2のとおり

- ・ ブースの詳細なレイアウトについては、出展者数が確定後、別途お知らせいたします。また、各出展者のブースの設置位置については、イベント当日、くじ引き等により決定します。

【参考】備品設備（(変更になる場合がございます)）

長机1台、椅子4脚、パーテーション（変更になる場合がございます）。

- ・ 当該備品設備の使用は無料になります。  
追加で備品設備が必要な場合は御相談ください。
- ・ 資料の搬入・準備等については、当日の9時00分から可能です。  
前日の搬入準備や事前に会場への資料送付等を行うことはできません。
- ・ 個別相談ブース内壁面のスペースは自由に装飾することができます。
- ・ クギ・画びょう・粘着性の強い両面テープ等は使用できません。
- ・ 団体名（社名）を掲示する看板等は事務局で用意いたしますが、持込みも可能です。
- ・ 電源の利用は不可。
- ・ インターネット回線の提供はありません。
- ・ 音響設備等の設置は御遠慮ください。

### 3 プレゼンテーション

- (1) 相談ブース出展者で希望する方は、ホールにおける講演において自らの取引に関するPRや取引市場に関する考え方などを、13時30分から14時まで（予定）の「ブース出展者によるプレゼンテーション」の枠内でプレゼンテーションすることができます。1社当たりのプレゼンテーションの時間は、希望業者数に応じて配分いたします。
- (2) プレゼンテーションを希望される場合は、6(1)ア「個別相談ブース出展申込書の「プレゼンテーションの希望」欄の「1 希望する」を選択してください。
- (3) プレゼンテーションの際に配布資料がある場合には、事前に事務局まで御連絡のうえ、各自御用意願います。事務局での印刷は行いませんので、必要部数や持込方法等について別途御説明いたします。

### 4 その他の留意事項

- (1) 個別相談ブースでの排出量取引の相談及びプレゼンテーションの内容は、東京都排出量取引セミナー&マッチングフェアの開催趣旨に沿ったものに限ります。開催趣旨に反するものやイベント運営に支障を生じるおそれがある場合については、出展の禁止を命じることがあります。
- (2) 撤去搬出について  
ア イベント終了後は、相談ブースを現状復帰し、17時までに会場から退出願います。  
イ ごみは、各自で必ずお持ち帰りください。

### (3) 開催の変更・中止・補償

- ア 主催者は、天災などの不可抗力により開催日の変更、中止をすることがあります。ただし、変更・中止によって生じた一切の損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。
- イ 出展物の保護については、出展者各自が行うものとします。
- ウ 相談ブース内外で発生した事故に対して、主催者はその責任を負いません。
- エ 搬出入、開催時間中を通じて、出展者の出展に関わる行為で事故が発生した場合は、各出展者が責任を負うものとします。

### (4) 禁止行為

- ア 壁・柱・窓・扉・床・備品等への張り紙（掲示）はできません。
- イ 会場内で裸火、ガス及び水の使用はできません。
- ウ 危険物の持込みは禁止です。
- エ 定められた場所以外での飲食・喫煙は禁止です。
- オ その他イベント運営に支障をきたす行為を禁止します。

## 5 出展資格

仲介事業者、証書販売事業者等東京都制度における排出量取引を実施している又は実施しようとしている団体で、次のアからエまでのいずれかを満たし、かつ、反社会的団体でないことが出展者の要件となります。

- ア 国又は東京都での排出量取引又はその仲介の実績（東京都制度のほか、国内クレジット、JVETS、J-VER、J-クレジット、京都クレジット等の取引実績）があること。
- イ グリーンエネルギー証書の発行実績があること。
- ウ 東京都制度で利用可能なクレジット等（超過削減量、都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット、埼玉連携クレジット）を保有している又は保有の見込みがあると認められること。
- エ 地方自治体

## 6 申込方法等

### (1) 提出書類及び提出方法

次の必要書類を郵送で御提出ください。

- ア 個別相談ブース出展申込書【様式1】
- イ 反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書【様式2】（5 出展資格のエに該当の場合を除く。）
- ウ 国若しくは東京都での排出量取引の実績又はグリーンエネルギー証書の発行実績を証明する書類※（5 出展資格のア又はイに該当の場合のみ）
  - ※ 例：クレジット等の移転履歴、契約書の写等

### (2) 提出先

東京都環境局地球環境エネルギー部総量削減課排出量取引担当  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階南側

### (3) 受付期間

令和元(2019)年7月26日(金曜日)から同年8月16日(金曜日)まで(必着)

(4) 出展の決定

応募者の中から書類審査の上、決定いたします。

また、応募者多数の場合には、会場のスペースの関係上、書類審査の後、抽選により決定します。

出展の許諾については、令和元(2019)年8月30日(金曜日)までに、諾否にかかわらず御連絡いたします。

**7 問合せ先**

東京都環境局地球環境エネルギー部総量削減課排出量取引担当

電話 03-5388-3465 FAX 03-5388-1380

e-mail [torihiki@ml.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@ml.metro.tokyo.jp)